

西知多医療厚生組合公告第 1 2 号

公立西知多総合病院院内保育所運営業務委託に係る公募型プロポーザルを次のとおり実施する。

令和 8 年 5 月 2 2 日

西知多医療厚生組合管理者 花 田 勝 重

1 業務概要

(1) 業務名

院内保育所運営業務委託

(2) 業務内容

公立西知多総合病院における院内保育業務及び病児・病後児保育業務

(3) 実施場所

愛知県東海市中ノ池三丁目 1 番地の 1 公立西知多総合病院敷地内
院内保育所「さくらんぼハウス」

(4) 契約期間

令和 8 年 1 0 月 1 日から令和 1 0 年 9 月 3 0 日まで

本件は、地方自治法第 2 3 4 条の 3 に基づく長期継続契約とし、翌年度以降において支出予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を変更又は解除する。

2 プロポーザル内容

プロポーザルに関する詳細は、別紙「公立西知多総合病院院内保育所運営業務委託事業者選定プロポーザル実施要領」のとおりとする。

公立西知多総合病院院内保育所
運営業務委託事業者選定プロポーザル
実 施 要 領

令和8年(2026年)5月

西知多医療厚生組合

1 内容

院内保育業務及び病児・病後児保育業務

2 趣旨

公立西知多総合病院に勤務する職員が安心して職務に専念できる環境整備の一環として公立西知多総合病院に設置する院内保育所は、効率的かつ安全・安心で充実したサービスを目指すものとし、運営実績のある業者に運営業務を委託する。

保育所の運営は、保育方針や保育内容並びに保育に対する姿勢により違いのあることから、委託事業者の選考は、「公募型プロポーザル」により実施し、最も優れた提案を行った事業者を選定する。

3 業務概要

(1) 件名

院内保育所運営業務委託

(2) 業務内容

公立西知多総合病院における院内保育業務及び病児・病後児保育業務

(3) 実施場所

愛知県東海市中ノ池三丁目1番地の1 公立西知多総合病院敷地内
院内保育所「さくらんぼハウス」

(4) 契約期間

令和8年（2026年）10月1日から令和10年（2028年）9月30日までの24か月とする。また、本件は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約とし、翌年度以降において支出予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を変更又は解除する。

4 プロポーザル

プロポーザルは公募型とし、公募に応じて本手続により、参加表明書を提出した者（以下、「参加者」とする。）に対し、あらかじめ定められた評価項目に基づいて審査を行い、優先交渉権者及び次点者を選定する。

5 参加資格

本業務を履行する能力を有し、かつ公告日から契約日までにおいて、次に掲げる要件をすべて満たしている者であること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年（1947年）政令第16号)第167条の4の

規定に該当しない者であること。

- (2) 破産法（平成16年（2004年）法律第75号）に基づく破産手続開始の申立中又は破産手続中でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年（2002年）法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年（1999年）法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされているなど、契約を履行することが困難と認められる状態となっていないこと。
- (4) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年（1999年）法律第158号）に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。
- (5) 東海市における「令和8・9年度東海市入札参加資格審査申請要領」（令和7年（2025年）12月1日施行）に基づき、入札参加資格者名簿の大分類：役務の提供等、中分類：その他の業務委託等、小分類：その他（企業内・病院内保育施設）に登録されていること。
- (6) 東海市暴力団排除条例（平成23年（2011年）条例第29号）及び知多市暴力団排除条例（平成23年（2011年）条例第16号）に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (7) 次に掲げるすべてにおいて、継続して3年以上の実績があること。
 - ア 認可保育施設又は認可外保育施設（以下「保育施設」という。）の運営実績（業務委託契約による運営も含む。）
 - イ 病院内保育施設の運営実績
 - ウ 定員30人以上の保育施設の運営実績
 - エ 夜間保育の運営実績
 - オ 病児・病後児保育の運営実績
- (8) プロポーザル参加表明書の提出日現在において、過去3年以内に児童福祉法第46条第3項に規定する改善命令、同条第4項に規定する事業停止命令、又は、社会福祉法第56条第6項に規定する措置命令を受けていないこと。
- (9) 国税及び地方税の滞納がないこと。

6 手続き等

- (1) プロポーザルの日程（予定）

- ア 5月22日（金） 公告及びプロポーザル資料の公開
- イ 5月22日（金） 参加表明書等受付及び詳細参考資料交付開始
- ウ 5月29日（金） 参加表明書等受付及び詳細参考資料交付終了
- エ 5月29日（金） 質問受付開始
- オ 6月 4日（木） 質問受付終了
- カ 6月 5日（金） 質問及び回答の公表
- キ 6月 5日（金） 企画提案書等受付開始
- ク 6月12日（金） 企画提案書等受付終了
- ケ 6月15日（月） 一次審査結果通知（参加表明多数の場合）
- コ 6月23日（火） プレゼンテーション及び審査
- サ 7月上旬 審査結果通知

(2) 資料の公開

ア 資料名

- (ア) 院内保育所運営業務委託事業者選定プロポーザル実施要領（資料1）
- (イ) 院内保育所運営業務委託事業者選定プロポーザル提案書等作成要領（資料2）
- (ウ) 院内保育所運営業務委託仕様書（資料3）
- (エ) 病児・病後児保育事業委託料算定要領（資料3別紙）
- (オ) 提案に係る様式（様式1～8）

イ 公開期間

5月22日（金）から5月29日（金）の間に、公立西知多総合病院のホームページに資料を公開する。

(3) 参加表明及び詳細参考資料

プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり書類を提出すること。

ア 提出期間

5月22日（金）から5月29日（金）の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後4時（ただし、正午から午後1時の間を除く）まで

イ 提出先

公立西知多総合病院 企画管理課人事管理室

ウ 提出方法

上記提出先に持参すること。

エ 提出書類

(ア) 参加表明書（様式 1）

(イ) 企業概要書（様式 2）

(ウ) 業務実績証明書（様式 3）

※本業務で対象としていない業務実績は実績として認めない。

オ 詳細参考資料の送付

上記書類の提出時に、詳細参考資料として下記の書類を交付する。詳細参考資料の交付は参加表明書類の提出者のみとする。また、交付された資料は本プロポーザル以外の目的に使用してはならない。

なお、詳細参考資料は参加表明書に記載した担当者の E メールアドレスへ電子メールにて交付するものとし、必ず電話にて受信連絡を行うこと。

(ア) 公立西知多総合病院院内保育所配置図・平面図（資料 4）

(4) 参加辞退

参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式 4）を作成し、公立西知多総合病院企画管理課人事管理室に提出すること。

なお、参加を辞退した者は、これを理由として、以降に不利益な取扱いをうけるものではない。

(5) 質問及び回答

プロポーザルに関して質問がある場合は、次とおり書類を提出すること。口頭による質問は受け付けない。

ア 提出期間

5 月 2 9 日（金）午前 9 時から 6 月 4 日（木）午後 4 時まで

イ 提出先

公立西知多総合病院 企画管理課人事管理室メールアドレス
jinji@nishichita-hp.aichi.jp

ウ 提出方法

参加表明書に記載した担当者の E メールアドレスから電子メールを送信し、必ず電話にて提出先に受信の確認を行うこと。

エ 提出書類

質問書（様式5）

なお、ファイルはマイクロソフト社のワード形式で提出すること。

オ 回答方法

質問に対する回答は、6月5日（金）までに参加者全員に対して電子メールにて通知する。

(6) 企画提案書等の提出

企画提案書等の提出については、次のとおり書類を提出すること。

ア 提出期間

6月5日（金）から6月12日（金）の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後4時（ただし、正午から午後1時の間を除く）まで

イ 提出先

公立西知多総合病院 企画管理課人事管理室

ウ 提出方法

提出先に持参または郵送すること。

郵送の場合は、受付期間中（最終日の午後4時まで）に必着とする。

なお、郵便の事故等については申請者のリスク負担とする。

エ 提出書類

院内保育所運營業務委託事業者選定プロポーザル提案書等作成要領（資料2）に従い、以下のものを提出すること。

(ア) 企画提案書（様式6）

(イ) 提案見積書（様式7）

(7) 一次審査の実施

企画提案書等を提出した参加者が多数の場合には、一次審査にてプレゼンテーション参加業者を決定する場合がある。

なお、一次審査を実施した場合には、一次審査結果通知を6月15日（月）までに参加者全員に対して通知する。

(8) プレゼンテーションの実施

参加者は提出済みの企画提案書に沿った内容について、プレゼンテーションを行うこと。

ア プレゼンテーション資料の提出（別途資料を作成する場合のみ）

(ア) 提出日時 6月12日(金)から6月19日(金)の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後4時(ただし、正午から午後1時の間を除く)まで

(イ) 提出場所 公立西知多総合病院 企画管理課人事管理室

(ウ) 提出内容 プレゼンテーション提案内容に基づき作成し、10部提出

イ プレゼンテーションの実施方法

(ア) 実施日時 6月23日(火) 午後2時から

(イ) 場 所 公立西知多総合病院 2階 スキルアップセンター

(ウ) 内 容

a 企画提案書の提出順で、各業者30分の間(質疑応答10分含む)に提案項目に沿ってプレゼンテーションを行う。

b 各業者プレゼンテーション開始10分前には控室(公立西知多総合病院小会議室1)に集合すること。

c 提案については、具体的かつ実践的な提案をすること。

(エ) 参加人員、配布資料等について

a 参加人員は1業者4名までとする。

b 説明を行う際、ホワイトボード、プロジェクターの使用は自由とする。(病院の備品を使用可能)

c プロジェクターを使用する場合、プロジェクターに接続するデータはノートパソコン等で持参すること。(パソコンの貸し出しは行わない)

また、病院の備品の利用を希望する場合は6月17日(水)までに申し出ること。ただし、病院のプロジェクターと参加者が用意したパソコンとの接続の保障はしないため、事前確認が必要な場合は、利用を申し出た時にその旨を伝えること。

※使用プロジェクター キヤノン社製LV-WX310ST

(オ) 結果発表 7月上旬を目途に参加業者に通知

7 選定方法及び審査

(1) 選定委員会

提案内容や提案見積書を総合的に審査するために、「院内保育所運営業務委託プロポーザル選定委員会」(以下、「選定委員会」という。)を設置する。

(2) 評価項目

次の項目について評価を行う。

評価項目	概要
提案内容	企画提案書及びその内容に対するプレゼンテーションについて評価する。
業務実績	事業者の業務実績について評価する。
提案見積	提案見積の金額を評価する。

(3) 審査方法

選定委員会は、評価基準に基づき評価項目を審査し、管理者に報告する。管理者は、選定委員会の選定結果を踏まえて、優先交渉権者及び次点者を決定する。

(4) 結果通知

審査後、審査結果をすべての参加者に書面で通知する。

なお、採点及び評価基準は通知及び公表しないものとし、結果の問い合わせについては応じない。

8 契約の締結

(1) 契約の交渉

優先交渉権者として選定された者と契約の交渉を行う。ただし、協議が整わない場合は次点者と協議を進め、受注者を決定する。

なお、契約の交渉にあたっては、参加者の提案内容を尊重するが、必ずしも提案どおりに実施するものではなく、詳細な事項については、改めて協議を行った上で決定するものとする。

(2) 資格の喪失

契約の日までの間に、交渉権者が参加条件に定める条件のうち一つでも欠落した場合は、契約を締結しないことができる。この場合、西知多医療厚生組合（以下、「本組合」という。）は一切の損害賠償の責を負わない。

9 その他

(1) プロポーザルに係る文書の作成に用いる言語は日本語とし、通貨は日本円とする。

(2) 本プロポーザル参加者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で、プロポーザルを公正に執行することができない状態にあると認めたとき並びに不慮の都合により、本プロポーザルを延期し、又はこれを中止することがある。その場合

は、周知することとする。

(3) 本プロポーザルを延期、廃止した場合においても、参加者が本プロポーザルの参加のために要した費用について、本組合でその負担に応じることはない。

(4) 無効となる提案

以下に掲げる者の行った提案は無効とする。

ア 本プロポーザルに参加する資格が認められない者

イ 実施要領等の規定に違反した者

ウ 虚偽の内容が記載されている者

エ 提出書類について、金額、氏名並びにその他重要な文字が誤脱したもの又は不明確なものを提出した者

オ 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年(1947年)法律第54号)に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不正に阻害したと認められる者

カ その他、審査や評価の公平さに影響を与える行為があったと認められる者

(5) 企画提案書等を提出した者は、その内容に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(6) 提出された書類は返却しない。

(7) 参加者が本プロポーザル参加に要した費用については、すべて本プロポーザル参加者が負担するものとする。

(8) 提出された書類に記載した責任者は、病休、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することができない。

(9) 本組合は、必要に応じて提出書類を追加又は変更し、提出を求めることができる。

(10) 審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

(11) 本組合から受領した資料は、本プロポーザルの提出書類の作成以外に使用してはならない。

(12) 提出された書類は、審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

(13) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

(14) 審査の公平性、透明性及び客観性を期するため、全事業者の得点及び順位を公

表する場合がある。

(15) 預かった個人情報、本プロポーザルのためにのみ使用し、本人の承諾なしに第三者に提供しない。

(16) 公表されている資料を除き、本プロポーザルで交付された資料について、公立西知多総合病院企画管理課人事管理室の了解なく、公表及び使用することはできない。

10 事務局

〒477-8522 愛知県東海市中ノ池三丁目1番地の1

公立西知多総合病院 企画管理課人事管理室

電話 0562-33-5500

FAX 0562-33-5900

URL <http://www.nishichita-hp.aichi.jp/>

E-mail jinji@nishichita-hp.aichi.jp

公立西知多総合病院院内保育所
運営業務委託事業者選定プロポーザル
提案書等作成要領

令和8年（2026年）5月

西知多医療厚生組合

1 提案書等として提出する資料の種類

次の3種類の資料を以下の留意事項に従い作成し提出すること。

- (1) 企画提案書（様式6）
- (2) 提案見積書（様式7）
- (3) 業績実績証明書（様式3）（参加表明時提出した証明書）

2 全般的な留意事項

- (1) プロポーザルにおいては、参加者から提出された企画提案書・提案見積書・業績実績証明書に基づき評価を行い、記載内容に応じて採点する。そのため、仕様書の内容を的確に把握した上で実現性、実施方針、実施方法等について具体的に記述すること。
- (2) より優れた提案があれば、受託業者が提出した提案書の内容を踏まえて契約仕様書の内容を変更する可能性があるため、確実に実現できる範囲かつ提案見積範囲内で記載すること。複数の方式を挙げた場合には、全ての方式が実現可能であるものとみなす。
- (3) 提案見積の外に別途費用を必要とするものは評価対象外であるので、提案書には記載しないこと。
- (4) 提出書類の内容について、審査期間中に疑義照会を実施することがある。
- (5) 企画提案書及び提案見積書の内容により、再提出を求める場合がある。
- (6) 様式は、特に指定のあるものを除き、A4縦長横書きで作成すること（図面等は除く）。
- (7) 提出者の欄は、契約に関する権限を有する者を記入すること。
- (8) 正本には、契約に使用する社印、代表者印を押印すること。
- (9) 紙媒体で提出した内容を保存した電子媒体を1部添付すること。

なお、ファイルの保存形式はマイクロソフト社のエクセル、ワード又はパワーポイントとする。また、必要に応じてPDF形式のファイルを追加すること。

- (10) プロポーザルに係る文書の作成に用いる言語は日本語とし、通貨は日本円とする。

3 企画提案書作成上の留意事項

- (1) 作成部数は正本1部及び副本10部とし、表紙には様式6を使用すること。
- (2) 頁数は、表紙及び目次を除いて30頁以内とすること。

(3) 企画提案書記載項目（別記１）に沿って作成すること。

4 提案見積書作成上の留意事項

(1) 作成部数は正本１部及び副本１０部とする。

(2) 金額は、円単位並びに消費税及び地方消費税抜きで記載すること。

(3) 見積額の算出根拠を示すこと。

(4) 見積条件は運営経費見積条件（別記２）に沿って作成すること。

別記1 企画提案書記載項目

項目	記 載 項 目 内 容
1	保育方針・内容 ・指導計画 ・年間保育計画 ・デイリープログラム ・保育実例がわかる資料 ・保育内容の定期的な評価方法 ・子どもの状況について職員間の情報共有体制
2	安全管理に対する取組 ・事故・災害発生時マニュアル ・避難訓練実施要項 ・不審者対応マニュアル ・事故防止チェックリスト ・加入保険（補償内容を明記すること） ・災害時の職員体制
3	職員管理・教育 ・職員の安定確保について ・急な児童の増減への対応 ・責任者及び指揮命令系統 ・職員教育・研修計画等資料 ・職員健康診断の実施
4	保護者等との関わり方 ・保護者から要望への取り組み事例 ・苦情解決の仕組み ・個人情報保護マニュアル
5	健康・衛生管理 ・児童の健康管理 ・保育室の・トイレ等の衛生管理 ・食中毒防止マニュアル
6	セールスポイント ・形式は自由。特筆すべきセールスポイントを示してください。

（注）記載要領

- 書類番号順に「書類内容（記載する事柄）」を記載する。
- 該当するマニュアルや計画書等がない場合は、「該当無し」とする。
それに代わるもの資料があればその旨を記載する。
- 様式は自由とし、内容が記載されていれば既存資料でも可とする。
- 既存資料の提出で「記載する事柄」の記載を省略する場合は、以下の例のように記入すること。

（例） 別添の「〇〇の概要」の「△△ページ」に記載したとおりです。

別記2 運営経費見積条件

1 院内保育業務

運営経費については、令和8年10月1日から令和10年9月30日までの24か月分の運営経費（消費税抜き額）を以下の見積設定条件で見積もること。

(1) 見積設定条件

児童年齢		通常保育 (AM8:00～ PM6:00)	早朝保育 (AM7:00～ AM8:00)	延長保育 (PM6:00～ PM7:00)	夜間保育 (PM3:00～ AM10:00)
の1日あたりの児童数	0歳児	5人	1人	2人	0人
	1歳児	7人	1人	2人	1人
	2歳児	8人	1人	2人	0人
	3歳以上	0人	0人	0人	1人

(2) 保育士配置

保育従事者の数及び資格要件は認可外保育施設指導監督基準に基づき、適正に配置すること。

(3) 費用分担

費用分担の詳細は、「公立西知多総合病院院内保育所運営業務委託仕様書」を参照すること。

2 病児・病後児保育業務

運営経費については、令和8年10月1日から令和10年9月30日までの24か月分の運営経費（消費税抜き額）を以下の見積設定条件で見積もること。

(1) 見積設定条件

期間中の利用者数を200人（1年当たり100人）と見込んで算出する。

(2) 看護師及び保育士の配置

病児・病後児保育の従事者の数及び資格要件は、国の「病児保育事業実施要綱」に基づき、適正に配置すること。

(3) 費用分担

費用分担の詳細は、「公立西知多総合病院院内保育所運営業務委託仕様書」を参照すること。

公立西知多総合病院院内保育所運営業務委託仕様書

公立西知多総合病院院内保育及び病児・病後児保育運営業務（以下「保育所運営業務」という。）に係る提案は、下記の条件をすべて満たすものとする。

1 業務名

院内保育所運営業務委託

2 期間

令和8年10月1日から令和10年9月30日まで

本件は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約とし、翌年度以降において支出予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を変更又は解除する。なお、これにより受注者に損害が生じた場合、受注者はその損失の補償を発注者に対して請求できない。

3 実施場所

(1) 設置場所

愛知県東海市中ノ池三丁目1番地の1 公立西知多総合病院敷地内
院内保育所「さくらんぼハウス」

(2) 面積

保育室・乳児室（78.77 m²）、病児隔離室（8.83 m²）、病後児保育室（11.38 m²）、事務室（11.01 m²）、その他園庭、配膳室、調乳室等

4 委託条件

- (1) 児童福祉法、労働関係法令などの関係法令・通知等を遵守し、適正な保育所運営を行うこと。
- (2) 院内保育所は、認可外保育施設指導監督の指針（平成14年7月12日雇児発第071200507号厚生労働省雇用均等・児童家庭局）に基づき運営すること。
- (3) 病児・病後児保育は、国の病児・病後児保育事業実施要綱及び認可外保育施設指導監督基準に基づき運営すること。

- (4) 児童の事故が発生しないよう万全の対策を講じ、保育中の事故に備え、保険（保育施設賠償責任保険、保育所傷害保険等）に加入すること。
- (5) 保育の内容は公的保育所と同等程度とすること。
- (6) 夜間保育に対応が可能であること。
- (7) 院内保育業務、病児・病後児保育業務のそれぞれの運営にかかる経費や職員の配置は明確に区分すること。

5 業務内容

(1) 院内保育業務

ア 定員

30人

イ 対象者

公立西知多総合病院に勤務する職員 ※入所の決定は病院で行う。

ウ 保育対象児

0歳児（生後8週を経過）から2歳児（満3歳に達した日以降における最初の3月31日まで）。但し、夜間保育に限り10歳児（小学校3年生）までを対象とする。

エ 保育実施日

月曜日から土曜日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）のうち
12月30日、1月2日

オ 保育時間

通常保育：午前8時から午後6時まで

早朝保育：午前7時から午前8時まで

延長保育：午後6時から午後7時まで

夜間保育：毎週火曜日、金曜日の午後3時から翌午前10時まで

(2) 病児・病後児保育業務

ア 定員

6人

イ 対象者

次のいずれかの条件を満たす者

- ① 公立西知多総合病院に勤務する職員

② 東海市又は知多市に在住、在勤、在学する者

ウ 保育対象児

病児・病後児であり、かつ集団での保育が困難で、保護者が勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難で一時的に保育が必要な生後6か月から小学3年生までの児童

※病児・・・病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ当面の症状の急変が認められない児童

※病後児・・・病気の「回復期」にあり、かつ集団での保育が困難な児童

エ 保育実施日

月曜日から土曜日まで（祝日、年末年始（12月29日から1月3日までを除く）

オ 保育時間

午前8時から午後7時まで

（利用申込受付は、利用日前日の午後7時まで）

6 保育に従事する職員

- (1) 保育に従事する職員は、全員有資格者とする。
- (2) 院内保育業務に従事する職員数は、保育児がいる場合は2人以上を配置し、保育児数に応じて児童福祉施設最低基準を遵守すること。
- (3) 病児・病後児保育に従事する職員数は、看護師、准看護師、保健師又は助産師のいずれかを1人以上配置し、保育士は利用児童3人につき1人以上配置すること。国の「病児保育事業実施要綱」に基づく「病児対応型」の配置基準のとおりとする。
- (4) 管理運営責任者を配置すること。なお、当該責任者は保育に従事する職員と兼務することができる。
- (5) 保育に従事する職員数は、保育児の利用状況により、適宜増減すること。

7 給食等

給食（朝、昼、夕）、おやつ（午前、午後）は、受注者が用意し、提供する。但し、離乳食は、保護者が用意する。

なお、食物アレルギー児に対しては、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」（厚生労働省2019年改訂版）に基づき、適切な対応を行うこと。

8 保健・安全

- (1) 受注者は、保育所内を毎日清掃し、清潔な保育環境の確保に努め、感染予防対策に万全を期するとともに、感染症発生時には発注者に報告すること。
- (2) 受注者は、「保育所における感染症対策ガイドライン」（厚生労働省 2018 年改訂版）に基づき適切な対応をとること。
- (3) 受注者は、児童福祉施設最低基準に準じ、保育児に年 2 回の健康診断（費用は利用者負担とする。）を実施するものとする。
- (4) 受注者は、月 1 回の避難訓練を実施するなど、消防法に定められた事項を遵守するものとする。
- (5) 受注者は、保育に従事する職員の健康管理を徹底すること。
- (6) 受注者は、緊急時（事故、感染症の発生、食中毒など）のマニュアル、緊急連絡体制、事故防止のチェックリスト等を整備し、保護者及び発注者に提示すること。

9 児童の事故への対応

- (1) 受注者は、児童の事故が発生しないよう万全の対策を講じなければならない。発注者はこれに協力するものとする。
- (2) 万一、事故が発生した場合は、受注者は速やかに発注者へ報告するとともに、誠意をもって対処するものとする。

10 業務区分及び費用負担区分

ア 保育業務の運営に係る発注者、受注者及び保護者の業務区分は、次のとおりとする。

項 目	発注者	受注者	保護者
入所案内の作成および説明		○	
入退所手続き、申込先	○		
保育日時予定表作成		○	○
保育日時（変更、休み等）の連絡先		○	
帳簿管理等（名簿、保育の記録に係る記録、保育日誌、身体記録簿、入所時の出欠記録簿等）および統計資料の作成	○	○	
立入調査等への対応	○	○	
保育料の徴収に必要な資料の作成		○	

保育料の徴収	○ (院内保育)	○ (病児・病後 児保育)	
朝食、昼食、夕食及びおやつの用意、調乳		○	○
朝食、昼食、夕食及びおやつの提供、調乳		○	
保育施設の修繕、衛生管理（床ワックスかけ、害虫駆除、法定点検等）	○		
保育施設の日常管理（清掃等）		○	
その他、受注者が行うべき業務		○	
その他、発注者が行うべき業務	○		

イ 保育業務の運営に係る発注者、受注者及び保護者の費用負担区分は次のとおりとする。

項 目	発注者	受注者	保護者
人件費（福利厚生費を含む）		○	
受注者の定期健康管理に関する費用		○	
被服費		○	
各種イベントに係る費用		○	
賠償責任保険等に関する費用		○	
朝食、昼食、夕食及びおやつに関する費用		○	
施設の改修、補修、維持に関する費用	○		
光熱水費	○		
通信運搬費（固定電話）	○		
通信運搬費（携帯電話、インターネットに要する費用）		○	
児童の定期健康管理に関する費用		○	
おむつ、着替え、タオル、布団等保護者が用意すべきもの			○
保育備品・什器備品の購入（単価 30,000 円以上）	○		
保育材料（おもちゃ、絵本等の消耗品）の購入（単価 30,000 円未満）		○	
救急用具		○	
ごみ袋、ティッシュ、トイレトペーパー等		○	
蛍光灯、電球	○		
のり、はさみ等の文具		○	
その他、運営管理に関する費用		○	
その他、発注者が必要と認めた費用	○		

11 指示事項

(1) 遵守事項

受注者は、業務の実施にあたり、善良な管理者としての注意を払うとともに、関係法令に基づき、次の事項を遵守しなければならない。

ア 病院と協力し、保育所の適正な運営に努めること。

イ 常に業務改善のための研究、努力を行うこと。

ウ 受注者、業務責任者及び保育従事者は、業務の履行にあたって知り得た個人情報情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間終了後も同様とする。

エ 省資源、省エネルギーに努めること。

オ 衛生管理及び災害防止に努めること。

カ 委託契約に当たり、再委託は認めない。

キ 受注者は、受注者が交代することになった場合、円滑に業務が引き継がれるよう、次期受注者に対し受託期間内に業務の引き継ぎを行うこと。

ク 受注者の責任において生じた施設等の損害及び人的被害等については、受注者が賠償するものとする。

(2) 火気取締り

受注者は、火気取締責任者を定め、保育所の火気取締りに遺漏のないように措置すること。

(3) 報告

受注者は、毎月の保育業務終了後、保育利用状況及び保育職員の勤務状況を翌月5日までに発注者へ報告するものとする。

(4) 病院事業等への参画

ア 受注者は、発注者が実施する消防訓練、その他の管理運営上必要な事業に参画しなければならない。

イ 公立西知多看護専門学校の実習生受入れの依頼があった場合は、それを受け入れるもの。

12 災害時保育

台風、震災等の災害時については、状況に応じて対象外児童も職員の勤務時間に保育を行うこと。但し、保育する児童の上限は、施設の面積基準内とする。

13 契約の解除について

- (1) 本業務の実施に関し、受注者が本仕様書の記載事項に従わない場合、発注者は受注者に対して改善指導を行うが、その改善指導に受注者が従わないとき、又は受注者が提出書類・業務報告書等で虚偽の申告を行った場合等において、発注者は業務の全部又は一部について、一方的に中止を命令することができる。さらに、発注者は当該月の委託金額の支払遅延・支払停止・支払取消を行うとともに、以降の契約を解除することができる。
- (2) 発注者は、院内に設置する保育所運営委員会で1年度間を通じて受注者の運営状況に十分な評価が得られない場合は、契約を解除することができる。ただし、解除する場合は、発注者は、受注者に対して3か月前までに書面によって通知しなければならない。
- (3) 契約解除を行う場合、書面による通知から3か月を目途に次の発注者を決定する。現受注者は新受注者の業務開始まではいかなる理由、損失があっても誠実に業務を行わなければならない。
- (4) 契約の解除等により生じる受注者の損害について、発注者はその損害を一切賠償しない。

14 その他

- (1) 本契約締結から委託業務開始までの期間を院内保育所運営業務委託準備期間とし、委託開始に向けて誠意をもって協力すること。但し、準備期間内に発生する費用は、受注者が負担すること。
- (2) 会議、研修、行事若しくは保育内容の充実や安全上の配慮により、配置基準数を超えて保育士等を増員配置した場合であっても、受注者は当該増員分に係る委託料の請求はできないものとする。但し、特に配慮を必要とする児童への保育士加配やその他の特別な事情により、あらかじめ発注者が増員を承認した場合は、この限りでない。
- (3) 保育に従事する職員の駐車場の確保については、受注者で行うこと。
- (4) 病児・病後児保育業務は、別紙「病児・病後児保育事業委託料算定要領」に基づき、委託契約を締結する。
- (5) 本仕様書に定めのない事項、本仕様書の内容変更及び発注者と受注者間において疑義が生じた事項については、双方で協議の上、決定するものとする。

病児・病後児保育事業委託料算定要領

(知多市（東海市を含む）・西知多医療厚生組合共通委託料算定要領)

第1 目的

本事業は、知多市（東海市を含む）及び西知多医療厚生組合(以下「発注者」という。)は、病児・病後児保育事業に係る受注者との委託料の算定方法について定め、本事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

第2 積算方法

原則配置する職員は、看護職員1名及び保育士1名とし、配置する職員に係る経費について知多市（東海市を含む）50%、西知多医療厚生組合50%とする。

ただし、按分した額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数は西知多医療厚生組合が負担するものとする。

- 2 知多市（東海市を含む）及び西知多医療厚生組合が毎月支払うそれぞれの委託料は、当該年度のそれぞれの見込み利用者で算出した利用料金をあらかじめ減じ、12月数で割った額とする。

なお、当該年度における知多市（東海市を含む）及び西知多医療厚生組合のそれぞれの実績利用者数にそれぞれの見込みの利用者数との差が生じた場合は、実績により算出したそれぞれの委託料と当初のそれぞれの委託料との差額を最終月の支払い時に、それぞれ変更契約を行い精算するものとする。

第3 発注者、受注者及び利用者との費用負担区分については、次のとおりとする。

(1) 発注者負担費用等

運営に必要となる保育家具、食器類、電化製品、保育器具、本・遊具等の備品類

保育所運営上必要な光熱水費

施設、備品類の光熱水費及び修繕費

(2) 受注者負担費用

日常業務に必要な消耗品費

電話料金等の通信費

業務に従事する職員の労務管理及び職業訓練に係る費用

損害保険料

行事の準備、実行に要する費用

施設内の清掃、飾り付け等室内整備に要する費用

その他「発注者が負担することが相当と考えられる費用」以外の費用

第4 本算定要領に定めのない事項及び本算定要領に疑義が生じた事項については、
その都度協議し決定する。